

2 住民税のしくみ

(1) 住民税

一般的に、「市民税」と「県民税」をあわせて「住民税」と呼んでいます。住民税には、私たち住民が納める個人住民税と、法人が納める法人市町村民税があり、個人住民税は県民税分を含めて市に納めます。

個人住民税(以下、「住民税」といいます。)は、前年の1年間(1月1日から12月31日まで)の所得を基に課税されます。その構成は、前年中の所得が一定の額を超えると定額で課税される「均等割」と、所得に応じて課税される「所得割」から成り立っています。

住民税			
市民税		県民税	
均等割	所得割	均等割	所得割

(2) 住民税と所得税の違い

個人の所得に対して課税される税金には、住民税と所得税があります。住民税は、市区町村と都道府県に納める税金であるのに対し、所得税は国に納める税金です。住民税と所得税の主な違いは次のとおりです。

区分	住民税		所得税
課税方式	<前年所得課税> 前年の所得に対して課税されます。 (令和6年度住民税は令和5年1月から12月の所得に課税) <賦課課税方式> 市民税・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの課税資料に基づいて、市が税額を計算し、通知します。		<現年所得課税> 現年の所得に対して課税されます。 (令和5年分所得税は令和5年1月から12月の所得に課税) <申告納税方式> 納税者が、1年間の所得に対する税額を計算し、申告します。(確定申告) <源泉徴収方式> 給与等支払者が、支払時に税額を計算し、年末に精算します。(年末調整)
所得控除	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は同額ですが、その他の控除額は異なります。詳しくは、15ページを参照してください。		
税額控除	住民税には、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除など、所得税とは異なる税額控除があります。詳しくは、21ページを参照してください。		
税率	均等割	市民税 3,000円	県民税 1,000円
	所得割	一律6%	一律4%
			なし
			課税所得金額により5、10、20、23、33、40、45%の7段階に区分 ※復興特別所得税(所得税額の2.1%)が併せて徴収されます。

【注】住民税均等割課税者には森林環境税(国税)1,000円が併せて課税されます。